⑤　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ａ　平成二一年軽油重量車基準に適合すること。

ｂ　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一〇五を乗じて得た数値以上であること。

ハ　(3)ロ、(5)イ及び(5)ロの適用を受ける自動車以外の自動車　一〇〇分の三

ニ　イからハの適用を受ける自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うこととした。

(6)　徴収は、申告納付の方法により行い、環境性能割の納税義務者は、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、申告書を道府県知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を当該道府県に納付することとした。（第一五九条及び第一六〇条関係）

イ　新規登録を受ける自動車　当該新規登録の時

ロ　移転登録を受けるべき自動車　当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

ハ　イ及びロに掲げる自動車以外の自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき自動車　当該記入を受けるべき事由があった日から一五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

ニ　イからハに掲げる自動車以外の自動車　当該自動車の取得の日から一五日を経過する日

(7)　環境性能割額に相当する額の概ね一〇〇分の六五を、道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付することとした。（第一七七条の六関係）

(8)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスについて、当該一般乗合用のバスの取得が平成三一年三月三一日までに行われたときに限り、非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一〇関係）

(9)　営業用の自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとすることとした。（附則第一二条の二の一一関係）

イ　(5)イに掲げる自動車　一〇〇分の〇・五

ロ　(5)ロに掲げる自動車　一〇〇分の一

ハ　(5)ハに掲げる自動車　一〇〇分の二

(10)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成三一年三月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から一、〇〇〇万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一二関係）

(11)　路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成三一年三月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から六五〇万円（乗車定員が三〇人未満のものは、二〇〇万円）を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一二関係）

(12)　一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗用車の取得が平成三一年三月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から一〇〇万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一二関係）

(13)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成三一年三月三一日（ハに掲げるトラックにあっては、平成三〇年一〇月三一日）までに行われたときに限り、通常の取得価額から五二五万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一二関係）

イ　車両総重量が五トンを超え一二トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二五年一月二七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

ロ　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ハ　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(14)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、イに掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成三〇年一一月一日から平成三一年三月三一日までに行われたときに限り、ロに掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成二九年四月一日から平成三〇年一〇月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から三五〇万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一二関係）

イ　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ロ　車両総重量が二〇トンを超え二二トン以下のトラックであって、平成二七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(15)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成三一年三月三一日（ニに掲げるトラックにあっては、平成三〇年一〇月三一日）までに行われたときに限り、通常の取得価額から三五〇万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一二関係）

イ　車両総重量が五トン以下のバス等であって、平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

ロ　車両総重量が五トンを超え一二トン以下のバス等であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二五年一月二七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの